2 緊急のとき

2.1 盗難・暴力にあったら ⇒ 電話110

- 警察が電話にでます。警察に次のことを伝えてください。
 - ①何があったのか
 - (2)1/2
 - ③

 どこで

交番に助けを求めることもできます。

交番は地域のパトロール、迷子の保護、落とし物の処理などもしています。



2.2 交通事故が起きたら ⇒ 電話110

- 警察が電話にでます。警察に次のことを伝えてください。
 - ①事故です
 - ②事故が起こった住所と目印
 - ③けが人の数(性別、年齢、けがの程度)
 - ④事故の状況

[そのほかにすること]

- ①けが人に応急手当をしてください。
- ②つづいて事故が起きそうなときは、けが人を安全な場所に動かしてください。 けが人の頭に傷があるときは、救急車が来るまで動かさないでください。
- ③二重事故を防ぐため、発炎筒や三角表示板を使ってください。
- ④契約している任意保険会社に電話してください。
 - 事故の相手について次のことを確認しておきます。
 - ・車のナンバー ・運転免許証 ・住所 ・氏名 ・電話番号
- ※電話をするときは、携帯電話のGPS機能をONにして、警察に自分の現在地が分かるようにしてください。 また、日本語が分からないときは、電話を近くの日本人にかわってください。
- ※2種類の自動車保険
 - ①自動車損害賠償責任保険:車を持つ人は、必ず加入してください。
 - ②任意保険:自由に契約できます。契約金額によって、いろいろな補償があります。
- 交通事故相談所については、<u>県のWebサイト(交通事故相談所のご案内(中央・鹿行・県南・県西)</u> (外部リンク)を参照してください。相談料金0円で、予約が必要です。



2.3 火事が起きたら ⇒ 電話119

消防署が電話にでます。消防署に次のことを伝えてください。

日本語を話すことができなくても、19の言語に対応した通訳コールセンターのオペレーターにつながります。

- ①火事です
- ②火事の場所と目印
- ③何が燃えているか
- ④逃げ遅れた人がいるか

[そのほかにすること]

- ①煙が出ているときは、濡れたタオルで口をふさぎ、姿勢を低くして逃げます。
- ②大きな声で「火事だ」と近所の人に知らせます。



消防署が電話にでます。消防署に次のことを伝えてください。 日本語を話すことができなくても、19の言語に対応した通訳コールセンターの オペレーターにつながります。

- ① 救急です
- ②救急車が向かう住所と目印
- ③病人やけが人の数と年齢、性別
- ④病人やけが人の状況(話すことができるか、意識はあるか、歩けるかなど)



2.5 土日祝日や夜間に病気になったら

土日祝日や夜間に、応急処置を受けることができる診療所があります。 診察を受けるときには、健康保険証と診察代金が必要です。

■ひたちなか市休日夜間診療所

ひたちなか市石川町20-32 電話 029-274-3240

休日【日曜日・祝日・12月31日~1月3日】

内科·外科·小児科 (9:00~11:30、13:00~15:30)

夜間【土曜日・日曜日・祝日】

内科·外科·小児科(19:00~21:30)

■「茨城子ども救急電話相談 |

相談日時 24時間365日対応 電話 #8000 または 050-5445-2856

■「茨城おとな救急電話相談|

相談日時 24時間365日対応 電話 #7119 または 050-5445-2856

■「茨城県救急医療情報システム」

家に近い病院、休日に診察してくれる病院、外国語が話せる医者がいる病院を調べるときは、茨城県救急医療情報システムを使ってください。 検索Webサイト (Search for a doctor) (外部リンク) を参照してください。

